

# 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

## 重要事項説明書

### 1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人 誠雅会
所在地	大分県中津市三光土田 1243 番地 4
電話番号	0979-26-8022
代表者氏名	松元雅彦

### 2. 事業所の概要

事業所名称	介護老人保健施設さつき苑
介護保険指定事業所番号	4470301260
所在地	大分県中津市三光土田 1243 番地 4
電話番号	0979-26-8022
通常のコサービスを提供する地域	中津市・豊前市・上毛町

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人誠雅会が開設する介護老人保健施設さつき苑は、要介護（要支援）状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、適正な（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供することを目的としています。
運営の方針	1. 要介護（要支援）状態にある利用者が、在宅で自立した日常生活ができるように理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。 2. 事業の実施にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めます。

### 4. 職員体制

職種	人員
管理者	常勤 1名
医師	常勤 1名
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	常勤 2名以上
看護師、准看護師	常勤 1名
介護福祉士、介護職員	常勤 4名以上
支援相談員	常勤 2名

## 5. 営業日・営業時間・サービス提供時間

営業日	営業時間	サービス提供時間
月曜日から土曜日	8:30~17:30	9:30~15:30 (6時間以上7時間未満)

休日： 日曜日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始

※天候等により臨時休業する場合があります。

※サービス提供時間は7時間以上8時間未満の利用時間を設定し、  
その上で延長対応いたします。(※介護支援専門員の計画書に基づき実施。)

## 6. 利用定員数 40名

## 7. 提供するサービス内容

- ①サービス計画の作成(介護予防サービス支援計画書・居宅サービス計画書に基づき作成)
- ②食事の提供 昼食 12時～ おやつ 15時～
- ③入浴(一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。  
ただし、利用者の身体の状態に応じてシャワー浴、清拭を行う場合があります。)
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護
- ⑥機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション等)
- ⑦相談援助サービス
- ⑧送迎サービス 迎え( ) 送り( )
- ⑨その他

## 8. 利用料金

- (1) (介護予防) 通所リハビリテーション料金表(別紙)をご確認ください。
- (2) 昼食代 640円、 教養娯楽費 100円 は実費負担となります。
- (3) オムツ等は各種実費負担となります。
- (4) 散髪費 1500円(税込) は実費負担となります。

## 9. サービスの提供記録・保管

サービスを提供した際には、その提供日及び内容、介護給付の額、  
その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から5年間保管します。

## 10. サービス利用の留意点

- (1) サービスの利用にあたっては、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者・家族代表の同意を得ます。
- (2) 利用者がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項は次の通りとします。
  - ・健康状態に異常がある場合は、速やかにその旨を申し出てください。
  - ・体調によっては、入浴を中止する場合があります。
  - ・お休みする場合は、当日朝 8：30 までにご連絡をお願いします。  
※お休みの連絡がない場合はキャンセル料が発生する場合があります。
  - ・貴重品は持参しないようにお願いします。紛失時の責任は一切負えません。

## 11. 緊急時及び事故発生時の対応

### (1) 緊急時等における対応

従業者はサービス提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他の緊急事態は、速やかに医師・親族・居宅介護支援事業所等への連絡、対応を行います。また、その経過を記録して残します。

### (2) 事故発生時の対応等

事業所は、事業所のサービス提供により事故が発生した場合には速やかに親族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。必要時には、市町村に報告いたします。事業所は事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止の為に対策を講じます。また、その経過の記録を残し、その完結の日から5年間保存します。

## 12. 損害賠償責任

- (1) 事業所は、契約に基づくサービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は速やかにご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 前項の場合において、当該事故の発生につき事業者の故意もしくは重大な過失がある場合には損害を賠償いたします。

## 13. 秘密保持等

- (1) 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めていきます。
- (2) 事業者及び従業者は、業務上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は決して使用しません。利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了以降において、また、従業者の退職後も第三者に漏らしません。
- (3) 事業者は利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

## 14.非常災害時の対策・対応

- (1) 非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、事業所の見やすい場所に掲示します。
- (2) 前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期予定： 毎年2回 6月 ・ 12月

防災設備： スプリンクラー、消火器、消火栓

## 15.衛生管理等

- (1) 「介護職員のための感染症対策マニュアル」に則って、感染対策を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 16.虐待防止について

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

## 17.身体拘束について

原則として利用者に対して身体拘束を行わないものとします。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者または家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行います。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等について記録を行うこととし、議論を行い、早期に拘束を解除する努力します。

## 18.業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19.ハラスメント対策の強化

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていきます。

また、カスタマーハラスメント（利用者やその家族等からの著しい迷惑行為）の防止にも取り組みます。職員の心身に危害が生ずる恐れがある場合であって、その危害の発生、再発生を防止することが著しく困難な場合、当該事業者ないし事業所が利用者へサービス提供することが困難となった場合は契約解除を行うことがあります。

## 20.サービス提供に関する相談、苦情について

（介護予防）通所リハビリテーションに関するご相談、苦情について窓口を設置します。

<b>【事業者の窓口】</b> 介護老人保健施設さつき苑 支援相談員室	所在地 電話番号 受付時間	大分県中津市三光土田 1243 番地 4 0979-26-8022 8：30～17：30 （日曜日を除く）
当法人以外のサービス相談窓口		
<b>【市町村（保険者）の窓口】</b> 中津市役所 介護長寿課	所在地 電話番号 受付時間	大分県中津市豊田町 14 番地 3 0979-22-1111 （代表） 0979-62-9804 （直通） 8：30～17：15 （土日祝を除く）
<b>【公的団体の窓口】</b> 大分県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	大分県大分市大手町 2 丁目 3 番 12 号 097-534-8475 9：00～17：00 （土日祝を除く）

上記内容について、「大分県指定居宅サービス事業者の指定並びに、指定居宅サービス等の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分県条例第55号）、指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分県条例第59号）」第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明日

令和            年            月            日

【事業者】	住所	大分県中津市三光土田 1243 番地 4	
	法人名	医療法人 誠雅会	
	代表者名	松元 雅彦	印
	事業者名	介護老人保健施設さつき苑	

説明者名 \_\_\_\_\_ 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

【利用者】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【利用者家族または代理人】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印